

「平成12年税制（土地に係る固定資産税の抜本的見直し、登録免許税・不動産取得税の税負担の緩和措置）」

（固定資産税）

- ・負担水準（前年の課税標準/当年の課税標準額）に応じた負担調整率を適用。

（登録免許税）

- ・土地に関する登記で課税標準が不動産の価額であるものについて、課税標準の圧縮率を40/100から1/3に引下げ。

（不動産取得税）

- ・宅地評価土地に係る課税標準を引続き1/2とする。